

# 令和7年度 商店街等モデル創出普及事業 実施商店街選定基準

## 1. 本選定基準について

地域コミュニティ機能の推進に資する商店街活性化のモデル創出を図るため、本事業の事務局仕様書（令和7年4月1日付け商業第1004号）別記1に基づき、実施商店街選定基準を定める。

## 2. 選定基準

自主的な活性化策に取り組むとともに、地域コミュニティ機能の推進に資する「地域ニーズ対応」や「デジタル対応力向上」に取り組む意欲が高い商店街等組織（※1）であり、その申請内容に効果・実効性、モデル性、継続性等が認められること。

ただし、昨年度、本事業または商店街店舗魅力向上支援事業＜観光コンテンツ型＞に選定された商店街等組織は除く。

（複数の商店街等組織の連名または商店街等組織と民間事業者（※2）の連名での応募も可能。ただし、連名の場合、連名の事業者を発注先とすることは認められない。）

※1 商店街等とは、商店街その他の商業の集積等のこと。

商店街等組織とは、以下のとおり。

- ・商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する組織。
- ・商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

※2 民間事業者とは以下のとおり。ただし、連名の商店街等組織とこれまでに連携して取組みを行った実績がある事業者に限る。

当該地域のまちづくり、商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）又は団体（商店街等組織及び地方公共団体を除く。以下同じ。）であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

なお、次のいずれかに該当するものを除く。

(ア) 資本金又は出資金が5億円以上の法人（中小企業\*を除く）に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・

小規模事業者 \*中小企業とは、中小企業基本法第二条でいう中小企業者を指す。

(イ) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

## 3. 選定にあたっての留意事項

実施商店街の選定にあたっては、特定のエリア及び特定の団体に加入している商店街等組織に偏ることがないように留意し、商業団体に加入していない商店街等組織も含めて選定する。

#### **4. 事業実施商店街等に求める責務等**

- (1) 商店街等組織の代表、役員及び組合員が、本事業の取組みに組織的かつ迅速に対応すること。
- (2) 本事業の情報発信・成果普及の取組みに積極的に協力すること。
- (3) 事業実施中、実施後等のアンケート調査などに積極的に協力すること。
- (4) 組織的に自主的な活性化策に引き続き取り組むこと。